

令和6年2月定例会 文教委員会の概要

日時 令和6年3月6日（水） 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時45分

場所 第8委員会室

出席委員 鈴木正人委員長

宮崎吾一副委員長

須賀昭夫委員、東山徹委員、浅井明委員、新井豪委員、岡地優委員、

町田皇介委員、萩原一寿委員、平松大佑委員

欠席委員 山崎すなお委員

説明者 日吉亨教育長、石井貴司副教育長、

古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、

石井宏明市町村支援部長、中沢政人教育政策課長、井澤清典財務課長、

高津導教職員課長、南雲世匡福利課長、角坂清博県立学校人事課長、

杉田和明高校教育指導課長、廣川佳之魅力ある高校づくり課長、

山崎高延ICT教育推進課長、小西康雄生徒指導課長、

松中直司県立学校部参事兼保健体育課長、橋本晋一特別支援教育課長、

岡島満小中学校人事課長、高田淳子義務教育指導課長、

無川禎久教職員採用課長、佐藤直樹生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、

平野雄三人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第40号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第41号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第42号	埼玉県公立学校情報機器整備基金条例	原案可決
第52号	第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について	継続審査
第55号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち教育局関係	原案可決
第65号	令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

小学校で行われている生い立ちを振り返る授業への配慮について

【付託議案に対する質疑】

須賀委員

- 1 第40号議案「埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例」について、教育委員会事務局職員の定数改正は、1人1台端末を活用した個別最適な学びの推進等に対処するためとあるが、具体的にどのような事務が増加するのか。
- 2 定数改正の比較増減が2人増となっているが、その内訳はどうか。
- 3 第55号議案「令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）」の教職員人事事務費について、具体的な会議や動画作成、研修の内容等は何か。
- 4 情報教育推進費について、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施の趣旨は何か。また、どのようなことを行うのか。
- 5 情報、数学等の教育を重視するカリキュラムとは、具体的にどの教科に当たるのか。
- 6 情報教育推進費において、対象となり得る学校は県内にどの程度あるのか。
- 7 情報教育推進費について、ICTを活用した教科横断的な学びを強化するための環境整備とあるが、具体的にどのような整備を行うのか。
- 8 本県ではどのような学校で行うことを想定しているのか。
- 9 公立小・中学校等の児童生徒の1人1台端末の更新等を実施するための基金への積立てとあるが、今後、国庫補助は何年ほど続く予定なのか。また、合計でどの程度の規模の補助になるのか。
- 10 いじめ・不登校総合対策費について、心の健康観察の研究及び不登校対策における教育支援センターの機能充実に関するモデル研究とあるが、それぞれの研究事業の具体的な内容及び支援は何か。
- 11 約4,400万円の補正予算額があるが、具体的にどのようなことに活用していくのか。
- 12 教育環境整備基金積立金はどのような目的で寄附を募ったのか。
- 13 給与費について、給与費の執行が当初見込みを下回ったため減額とのことだが、その要因は何か。
- 14 教職員退職手当について、退職者数が当初見込みを下回ったため減額とのことだが、その要因は何か。
- 15 第65号議案「令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）」について、奨学金貸付費における金融機関へ支払う事務手数料が当初見込みを下回ったため減額とのことだが、その要因は何か。

教育総務部長

- 1 令和元年度から推進されている国のGIGAスクール構想により、公立小・中学校の児童生徒には1人1台端末が整備され、学習活動の充実や、一人一人に合わせた教育が進められており、今後も更なる推進が求められている。1人1台端末は、令和6年度から更新の時期を迎え、国からの補助金を基に基金を設置して市町村に端末経費を補助し、県の主導の下、県と市町村で共同調達を行う予定になっている。共同調達の事務に当たり、新たな業務として全市町村が参加する会議の設置、市町村の意向調査・意見集約、調達する端末の仕様の決定、業者選定といった業務が発生する。
- 2 3人の増員と1人の減員となっている。増要因の1点目は、1人1台端末の共同調達

に係る1人の増員である。増要因の2点目は、「魅力ある県立高校づくりの第2期実施方針」に基づき、令和8年4月に新校6校を開校することとしており、開校準備のための1名の増員である。具体的には、新校の改修工事に向けた設計や新校の名称、教育課程の検討などを行う。増要因の3点目は、水害のリスクの高い県立学校について、変電設備などの浸水対策を行うための1人の増員である。近年の頻発化・激甚化する豪雨による水害リスクを踏まえて、防水扉や排水ポンプ、止水板の設置工事を行うための業務がある。減要因としては、教育委員会の財務事務に係る内部統制制度の導入が令和5年度に完了したので、その準備を行っている職員の1人の減員である。

小中学校人事課長

- 3 戦略会議においては、教師の魅力発信や人材確保の在り方について議論していく予定である。その際、民間企業の人事や広報の担当者などから、ホームページやSNSを活用した広報の在り方について意見を伺い検討していく。また、動画の作成については、学校現場で活躍している教員の姿や民間企業から転職した教員のメッセージを盛り込んでいくことで、教師の魅力について効果的に発信していく。また、潜在的な教師人材に対する研修としては、令和4年度からペーパーティーチャーセミナーとして実施してきた。同セミナーは、教員免許状を持っており、一度も教壇に立った経験のない方や過去に教職を目指していたが現在は民間企業等に勤めている方を対象として行っており、学校で活躍している教員の姿や福利厚生、教員の1日の仕事内容などに関する説明等を行うとともに、就職の相談会や講師の登録を行い、臨時的任用教員や非常勤講師としての任用につなげてきた。今後は、戦略会議における意見を反映することで、様々な参加者のニーズに応えるワークショップ型のセミナーにするなど、内容を充実させ、臨時的任用教員や非常勤講師の任用につなげていく。

高校教育指導課長

- 4 趣旨としては、数学や理科、情報、理数など、理系大学への進学を考えている生徒等に対して、より専門的な授業が行えるように、ICT機器を充実させ、発展的な実習や実験を実施するものである。実施する内容は学校によって変わるが、例えば、情報Ⅱの授業において、プログラミングによるドローンやミニカーなどの自動走行といった実験をしたり、3Dモデリングを実施し、3Dプリンターで製作物を作成するといったことが考えられる。
- 5 かなりの数があるが、例えば、教科「情報」や専門教科「工業」なども該当する。高度なプログラミングや数理、データサイエンス等の活用を前提とした、実践的な教科・科目が想定される。
- 6 国の通知では、例えば、情報Ⅱを既に設置している学校であることや、今後、情報Ⅱの設置に向けた具体的な検討を進めること又は数理やデータサイエンスを活用した実践的な独自の学校設定科目を実施することなどが要件となっている。基準では多くの学校が対象となり得るが、現実的には情報Ⅱ等を既に設置している学校や、今後、情報Ⅱの設置に向けた具体的な検討を進める学校又は数理やデータサイエンスを活用した学びが可能と考える学校などを想定しており、規模としては、30校から40校程度を目指している。
- 7 学校によって変わるが、情報、数学、理科、総合的な探究の時間など、各学校で実施するカリキュラムに必要な機器の整備を行うものである。例えば、総合的な探究の時間において、生徒が通学路の安全確保などの課題を設定した場合、情報の授業で学んだド

ローンを操作し、撮影技術を活用して空撮による情報収集を行いながら危険箇所を発見するなどが考えられる。

- 8 情報Ⅱ等を既に設置している学校のほか、情報Ⅱの設置に向けた具体的な検討を進める学校やデータサイエンスを活用した探究学習などの対応ができる学校から40校程度を想定している。

ICT教育推進課長

- 9 現在、国からは、県内の公立小・中学校の児童生徒533,000人分の端末更新に係る経費として総額で225億円程度の規模になると聞いている。今後の県への交付の見込みについて、今回の補正予算に計上していない部分については、まだ具体的なスケジュールが示されていないが、現在の端末の更新期間とされている今後5年間の令和10年度までの間に交付されるものと考えている。

生徒指導課長

- 10 本事業は近年の不登校児童生徒数の増加を踏まえ、児童生徒の抱える悩みや不安等を早期に発見し、早期の支援につなげることを目的とした事業である。心の健康観察の研究は、1人1台端末を活用して、日々の児童生徒の心や体調の変化をアプリ等を通じて把握し、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOSの早期発見・早期支援につなげる取組である。これまで教職員が日常の観察で把握してきた児童生徒の様子に加え、ICTツールで把握した情報を重ね合わせることで、教職員の児童生徒に対する理解の幅が広がることを期待しており、本事業では、効果的な質問項目やアプリ等で可視化された健康状態の活用方法、把握した児童生徒を支援するための校内の体制等について研究していく。教育支援センターの機能充実に関するモデル研究は、各市町村教育委員会が設置する不登校児童生徒の支援施設である教育支援センターが、地域における不登校の支援拠点として必要となる機能について研究する事業である。これまでの教育支援センターは、学校から紹介された児童生徒を受け入れて、学習支援や体験活動、様々な悩みへの相談などの対応を行ってきたところだが、本事業ではより積極的な役割を担ってもらう。具体的には委託先となる市町村の教育支援センターが主体となり、学校から不登校児童生徒の情報を収集の上、必要な支援について見立てをし、必要に応じて家庭訪問や電話相談など、積極的に手を差し伸べるアウトリーチ型の支援を実施するものである。従来、学校が担っている機能を専門性を有する市町村教育支援センターが担うことで、不登校生徒を支援機関や様々な居場所等につなげることを期待しており、本事業ではその成果について研究する。

- 11 1人1台端末を活用した心の健康観察の研究事業として2,941万8千円、教育支援センターの機能充実に関するモデル研究事業として1,468万8千円を計上している。両事業の実施経費のうち、約4,200万円は、研究を行う市町村に対する再委託費を見込んでおり、実際に必要となる経費は、再委託先が決定した後に決まることになる。想定される経費としては、1人1台端末の心の健康観察の研究事業では、主に導入アプリの利用料のほか、体制整備の検討や効果検証を行うための事業運営協議会における諸謝金や旅費、会場費などである。教育支援センターの機能充実に関するモデル研究事業では、主にアウトリーチ支援を行うための人件費や旅費のほか、保護者等への情報発信に必要な通信費、印刷費などである。

財務課長

- 12 教育環境整備基金の事業は、県民や企業等からの寄附金などを基金に積み立て、その基金を県立学校の特色化のための教育環境の整備等に活用する事業であり、各学校がプランを策定して寄附募集を行い、プランで定めた目標額の達成後に環境整備に必要な経費を予算化するものとなっている。今回の増額補正における主な要因は久喜高校に係るものである。久喜高校が学習室を整備する目的で寄附の目標額を1,000万円として令和5年11月にプランを策定した。12月から寄附の募集を開始し、同月に1名の個人の方から1,000万円の寄附を頂いた。
- 13 人事委員会勧告に基づく期末勤勉手当の引上げなどによる増額もあるが、当初予算編成時に見込んだ教職員数よりも実際の給与支払い者数が少なく、増額分よりも減額分の金額が大きいため、減額するものである。
- 15 奨学金の貸与や債権管理は金融機関が行い、奨学金の貸与残高に手数料率を掛け合わせた金額を事務手数料として県から金融機関に支払っている。令和5年度は、貸与人数が当初の見込みを下回ったことにより、貸与残高も当初の見込みを下回ったため、金融機関に支払う事務手数料等を減額するものである。

教職員課長

- 14 主に、定年年齢に達する前に退職する職員が見込みを下回ったことによるものである。具体的には、令和5年度から定年年齢が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。このため、令和5年度及び令和6年度は61歳が定年となるが、令和5年度末に定年前の60歳で退職すると見込んでいた人数が当初の見込みより118人下回り、約24億4,500万円の減額となっている。なお、60歳で退職すると見込んでいた職員の人数は、令和4年度に59歳となる職員に対して、61歳で退職するのか又は定年前の60歳で退職するのかのアンケートを行い、その結果を基に積算したものである。令和5年度に改めて60歳となった職員に対して行った意向聴取では、定年前の60歳で退職する意思を示した教職員が当初の見込みを下回った。このほか、勧奨退職や自己都合退職、臨時的任用職員の退職などの退職手当については、当初の見込みよりも増額となり、60歳退職に係る減額と合わせて、約19億5,000万円の減額となる。

須賀委員

- 1 教職員人事事務費について、先ほど、会議や動画作成、研修等の内容における具体的な答弁があったが、こうした取組は今までも行ってきたのか。また、改めて新たに拡充などを行うのか。
- 2 ペーパーティーチャーは県内にどの程度いるのか。
- 3 情報教育推進費について、現在は一般大学入試の科目の中に情報Ⅱは含まれていないと思うが、生徒が受験科目にない分野に力を入れた上で、希望する理系の大学に行けるような推薦枠の拡充など、県が大学に対して働き掛け等をする予定はあるのか。
- 4 いじめ・不登校総合対策費について、例えば、心に何かを抱えている子供たちが、アプリで常時素直に自分の気持ちを答えるのかは少し疑問があるが、どのようにそうした子供たちを見極めて助けの手を差し伸べるのか。
- 5 いじめ・不登校総合対策費に関する全体の取組がどのように不登校児童生徒の解消につながるのか。

小中学校人事課長

- 1 戦略会議や動画作成は、令和6年度に新たに実施するものである。研修については、ペーパーティーチャーセミナーをこれまで実施してきたが、今後は戦略会議における意見を反映し、より充実させていく予定である。
- 2 実際の数は把握していないが、令和4年度と令和5年度にペーパーティーチャーセミナーを実施し、参加者は187名から226名と増えており、潜在的な教師人材は相当いると捉えている。

高校教育指導課長

- 3 情報Ⅱを設置している学校は全国で非常に少ない現状があり、国ではこの学校を増やすため、情報Ⅱの設置を推進していると理解している。現状は3分の2以上の学校で情報Ⅱは実施していないので、現段階で大学の受験科目とするよう働き掛けることは難しいと考えているが、連携している大学等と意見交換していく。

生徒指導課長

- 4 心の健康観察の研究は、基本的には毎日又は定期的にメンタルヘルスのチェックや頭痛、発熱、夜眠れないなどの選択式健康観察を実施し、リスクありと判定された児童生徒に対して、担任や養護教諭をはじめとする教職員が見立てを行い、児童生徒の状態を確認することで必要な専門的な支援に早期につなげていくことを目的としている。また、得られた観察に係るデータの校内共有や効果的な支援方法の実践事例の収集も行っていく。例えば、元気はないものの、回答は常に状態がよいと返ってくるなど、児童生徒が素直に問いに回答しない場合も当然想定されるため、教員による様々な見立てと実際の回答内容を含めた研究を進めていくことが重要になると考えており、市町村としっかり意思疎通を図りながら進めていく。
- 5 不登校対策は、児童生徒の悩みや不安等の早期発見・早期対応による未然防止の取組から、現在不登校にある児童生徒の多様な学びの場の確保まで、総合的な対策に取り組んでいくことが重要であり、この二つの研究事業が、それぞれに対応した取組となっている。心の健康観察の実施により、日々の健康データからリスクを可視化し、児童生徒の小さなSOSを把握することで、学校を継続して休んでしまう前に、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期支援につなげることが期待できる。また、不登校対策の地域の拠点である教育支援センターの事業では、学校とは違った立場から家庭訪問や必要な支援の情報提供など、アウトリーチ型の支援を充実させ、その機能強化を図ることにより、不登校児童生徒を専門的な相談・指導につなげ、支援の充実を図っていくことを期待している。

平松委員

- 1 教職員人事事務費における教師の魅力発信のための戦略会議の実施、動画作成及びペーパーティーチャーセミナーの実施といった取組のメインターゲットは誰か。
- 2 ペーパーティーチャーセミナーは、前回の研修で226人が参加して100人近くが臨時採用を希望し、約30人が教壇に立ったと聞いている。全体の数からすれば多くはないものの、意義のある事業である。広報の仕方がとても大切だと思うが、現在、どのような形で広報しているのか。
- 3 情報教育推進費について、1人1台端末を更新する市町村数と各市町村のOSの状況はどうか。

- 4 情報教育推進費の18億5,913万円による1人1台端末の更新について、国は共同調達を推進しているが、今後、共同調達で行っていくのか。
- 5 いじめ・不登校総合対策費における取組の研究はどの程度の期間実施するのか。また、県はこの取組を推進していく上で、市町村に対してどのような支援をしていくのか。

小中学校人事課長

- 1 教員免許状を持っているものの一度も教壇に立った経験のない方や、過去に教職を目指していたが実現せず、現在は教員以外の仕事に就いている方など、教員に魅力や関心を持っている方々を想定している。
- 2 報道発表やホームページ、テレビ、ラジオ等を活用するとともに、県の広報紙である彩の国だよりに案内を掲載してきた。また、研修会のチラシを市町村教育委員会や小・中・高校などに配布し、保護者や地域の方々に案内を依頼するなど、様々なツールを活用し募集を行ってきた。

ICT教育推進課長

- 3 市町村数は9市であり、OSの内訳はChromebookが4市、Windowsが4市、iOSが1市である。
- 4 県で会議を設け、共同調達を行うことが補助の要件とされているが、この会議の場で仕様を決めていく必要があり、時間を要する。令和6年度に調達する分については共同調達の仕様でなくてもよいと国から示されているので、令和6年度に調達する9市については共同調達の対象外と考えている。

生徒指導課長

- 5 令和6年度の1年間で取り組んでいく。市町村と協力し、1年間の取組の成果や課題をまとめ、県と市町村の不登校に関する協議会で発信していくことで、ほかの市町村における取組にもつなげていく。

平松委員

- 1 教職員人事事務費について、事業の精度を上げていくためには、どの媒体を使用するか研究する必要がある。ペーパーティーチャーセミナーの広報は、セミナー参加者の属性などを把握し、日常生活の動線の中で仕掛けることで、よりリーチできると思うがどうか。
- 2 情報教育推進費について、令和7年以降は共同調達が大前提になると思うが、その場合の事務局は県が担うのか。
- 3 共同調達を進めていく中で、各市町村の希望や仕様以外のニーズもきちんと集約した仕様にしていかなければいけないと思うが、見通しはどうか。
- 4 市町村において、故障や破損の対応に相当高額な費用を要していることが大きな問題となっており、この点について協議会で検討が必要だと思うがどうか。

小中学校人事課長

- 1 動画等の配信については、これまでもホームページ等で広報してきたが、様々な媒体を使用しながら効果的に発信することが大切であり、YouTubeなどの動画配信サービス等も利用することができると思う。また、参加者を募集するための工夫として、これまで参加者に実際の感想などを伺うアンケートを実施してきたが、今後は更に参加

者の居住地や勤務先、通勤方法なども把握することで、より多くの参加者を確保するための効果的な広報を検討していく。さらに、研修に参加した方の中で実際に採用された方から意見を伺うことで、ペーパーティーチャーセミナーの充実に努めていく。

ICT教育推進課長

- 2 会議を設置し、県で事務局を担うことを考えている。
- 3 市町村に対し、事前にアンケートを取ったところ、端末については広域連携の観点から統一してほしいとの意見がある一方で、今使用しているものを変更することに不安があるとの意見もある。県としては、市町村と協議会の中で議論して決めていくものと考えているが、特定のOSに統一する必要はなく、市町村の意向も踏まえ、OSごとの共同調達でもよいとされているので、複数のOSごとの調達を検討している。また、共通の仕様のほか、現在市町村で行っているアプリを使用した活用など、オプションとして個別の市町村のニーズに対応できるような仕様にしていきたい。
- 4 今回の調達では児童生徒数の15%までの予備機が補助対象として認められることになったため、将来的にはこれを使用してほしいと考えているが、それまでの間についても会議の場等において、現在、故障や破損に対応した契約をしている市町村についての情報共有や故障、破損への対応における議論を進めていく。

東山委員

- 1 第41号議案「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」における定数の増減理由について、小学校は国の定数改善、中学校は生徒数の変動等、高等学校は国の加配措置、特別支援学校は児童生徒数の変動といったものだと思うが、その内容はどのようなものか。
- 2 小学校における35人学級の推進により、令和6年度の定数は何人程度増えるのか。
- 3 定数を見直すことは大変よいことだが、教員の数を確保することは大変苦労があると思う。基本的に県で確保するにしても、私の地域では、県への要望人数の7割程度が本採用職員として配置され、残りの3割は臨時職員を確保しなければならず、各市町村教育委員会も人員確保に苦労する場面があるとのことである。各地域における配置の状況はどうか。
- 4 第42号議案「埼玉県公立学校情報機器整備基金条例」について、基金は具体的にどのようなスキームによって活用されるか。
- 5 端末購入時は、国が各市町村に直接補助金を交付していたと思うが、県が基金を設置することにより、市町村にどのような利点があるのか。
- 6 基金は十分な積立てとなるのか。また、市町村の負担はどのようなものか。

小中学校人事課長

- 1 小学校については、主に高学年における教科担任制の強化で164人増、35人学級の推進で146人増により定数が増えている。中学校については、全体として生徒数は減少傾向にあるが、特別支援学級に在籍する生徒数は増加している。令和6年度は、通常学級の減少数が特別支援学級の増加数を上回ると見込んでおり、生徒数の変動に伴う定数は減少となる。
- 2 35人学級を推進した場合、学級数は171学級増加する見込みである。この推進に必要な定数の一部は、加配定数からの振替で措置されるので、加配定数から減じられる分を調整し、定数としては146人増加する見込みである。

- 3 現状、教員の確保が難しい状況もある。教員の確保については、令和6年度当初において小学校、中学校、高校、特別支援学校合わせて、約1,700人の本採用教員を採用する予定である。また、代替教員の確保も課題となっており、ペーパーティーチャーセミナーや大学との連携による教員募集などを行っている。代替教員がすぐに配置できない場合には、緊急的な措置として非常勤講師を配置するなどして、児童生徒の授業に影響が出ないように市町村教育委員会や学校を支援している。教職員数が多い都市部の地域は必要な教員数も多くなるので、そうした点をしっかり確認しながら対応していく。

県立学校人事課長

- 1 高等学校については、新学習指導要領への対応に伴う教育課程の変更が行われており、新課程への移行による開設科目数が増加していることから、国の加配基準を満たす対象が増えている。特別支援学校については、児童生徒数の増加に伴い、35学級分の増加を見込むとともに、令和6年度当初に高校内分校3校が開校予定となっていることから定数が増えている。

ICT教育推進課長

- 4 公立小・中学校の端末更新に係る経費について、基金への積立金として国から県に補助金が交付される。県では基金に積み立てた上で、市町村が端末を更新した際に、端末の更新に係る経費の3分の2を市町村に補助する形になり、1台当たりの上限額は55,000円である。また、県立特別支援学校の小・中学部や県立伊奈学園中学校は、基金を活用して県が直接端末を調達することになる。
- 5 県の基金に財源が積み立てられているので、国の予算の審査や議決を待たずに、計画的に市町村で端末の更新ができる。また、県から市町村への交付についても、迅速かつ効率的に行うことができる。
- 6 最終的には、県内公立小・中学校の児童生徒533,000人分の更新に係る経費が、国から全て交付されると聞いている。今回はそのうちの2割分である約45億円を補正予算でお願いしている。市町村の端末更新に係る経費のうち、3分の2は基金から充当され、残りの3分の1は地方財政措置がされると文部科学省から通知があり、事実上、市町村は財源の負担がなく更新できると考えている。

町田委員

- 1 第41号議案「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」について、令和5年度は、5月1日から7月31日までに産休・育休を取得予定である教員の代替教員が年度当初から定数として配置されるようになったと思うが、これにより年度当初の未補充の解消につながったのか。また、令和6年度当初の見通しはどうか。
- 2 第55号議案「令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）」の教職員人事事務費について、戦略会議のメンバーの人选は非常に重要だと思うが、何名程度でどのようなメンバー構成なのか。また、会議の開催頻度はどうか。

小中学校人事課長

- 1 令和5年度は、公立小・中学校と県立特別支援学校の小・中学部を合わせて、産休・育休取得予定である教員の代替教員を年度当初から99人任用し、代替教員の確保に一定の効果はあったが、未補充の解消には至っていないため、今後も解消に向けて努力していく。令和6年度は、国の制度で加配の対象の職種が教諭・助教諭に加え、養護教諭、

栄養教諭・学校栄養職員、事務職員へと拡大される予定であるため、その配置に向けて準備を進めている。

- 2 民間企業の人事や広報の担当者のほか、市町村の教育長会の方や校長会の代表、大学関係者といった方々をメンバーとして考えており、現在、この人選の中で人数の調整を図っている。開催は年間3回の実施を予定している。

新井委員

- 1 資料4-2「第4期埼玉県教育振興基本計画（案）」について、83ページの「人権を尊重した教育の推進」の項目において、「現状と課題」の中で、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育の充実を図ることが必要と記載されている。非常に重要な課題について言及しており、男女共同参画の理念を尊重しているものと察する。埼玉県男女共同参画の問題に対応する苦情処理委員が、男女の役割について定型化された概念の撤廃が求められると、県立高校の共学化の早期実現を教育長に勧告したのが昨年8月である。しかし、122ページ、123ページの「魅力ある県立高校づくりの推進」においては、グローバル化や社会の変化への対応についての記載はあるが、男女共同参画についての言及が全くない。一方で、高等学校の特色化という文字が強調されており、この特色化とは、男子校、女子校を強調する、つまりは男女別学を維持する意思表示との認識でよいのか。
- 2 魅力ある県立高校づくりの推進について、令和5年9月定例会の一般質問で、中高一貫校についての言及があり、その答弁において教育長は、「新たな中高一貫校の設置検討を進めている」と明言しているが、このことについても全く記載がない。今後5年間で整備を進めるつもりはないのか。
- 3 100ページの「障害のある子供への支援・指導の充実」の中で、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育を着実に進めていくとある。「障害者の権利に関する条約」を採択したのは国連であり、我が国は、国連から特別支援教育を廃止せよと勧告を受けている。101ページの主な取組に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備と記載しているが、国連のいうインクルーシブ教育は、可能な限りではなく、一切の分離を許さないというのが定義になっている。つまり、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえるというのは、特別支援教育を進めるのではなく、廃止に向けて動くことが前提とならなければ、この文章は矛盾することになると思う。この文章の認識はどうか。
- 4 「地域と連携・協働した教育の推進」において、137ページに地域クラブ活動の整備・充実を図るという文言があるが、地域クラブ活動への移行については、県においてその推進に関して協議会や有識者会議を開催している。埼玉県地域クラブ活動推進計画案における話し合いが行われていると認識しており、令和5年度中には策定されると聞いているが、こうした策定中の推進計画と基本計画の整合性はどうか。
- 5 152ページの「競技スポーツの推進」について、パラスポーツを含む多様な競技種目の競技力向上を図るとあり、施策の方向性でも、パラスポーツについては、幅広い層へのアプローチが可能となるよう、関係団体と連携すると記載がある。令和6年には日本初開催となる東京デフリンピックを控えているにもかかわらず、デフスポーツに関する記述が全く見られない。パラスポーツについては推進を図っていくが、デフスポーツについては取組の予定がないのか。

教育長

- 1 県では、平成14年度に苦情処理委員に対して内容の報告をしており、そこでは、将来にわたって共学化を進めていく立場に立ちながらも、当面は別学を維持することとし、各学校が今後、教育内容を大きく変更するなど特色ある学校づくりに向けて主体的に取り組む中で共学化を検討する可能性もあり、その場合は積極的に支援する立場をとっている。今回、改めて勧告があり、平成14年度の報告から20年以上が経過していることから、関係する方々の意見を丁寧に聞きながら、県として責任を持って報告に向けて対応していきたいと考えており、特色化という文言が男女別学の存続につながるかどうかの判断を示しているわけではない。

魅力ある高校づくり課長

- 2 県教育委員会では、伊奈学園中学校の生徒へのアンケート調査や他県の特色ある中高一貫校の視察を行うなど、中高一貫校の設置検討を行っている。中高一貫校は、6年間を通したカリキュラムや高校の入学選抜がなく、ゆとりがあることなど、子供たちのニーズに応える多様な選択肢の一つである。一方で少子化の進展により、市町村によっては小・中学校の再編整備等も進めていることから、中高一貫校の設置については、今後の生徒数の減少状況、市町村への影響なども慎重に見極めながら、総合的な見地から引き続き検討が必要と考える。

教育政策課長

- 3 障害者の権利条約の中におけるインクルーシブ教育システムは、障害者が自由な社会への参加を可能とする目的のために、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると定義されている。共に学ぶ場合、それぞれの子供が授業の内容を理解し、学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていく視点が本質であると考えている。個々の子供の障害の状況や教育的ニーズ等を十分に考慮することなく、全ての子供に対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等だと思うが、学習活動に自主的に参加できなければ、健全な発達や適切な教育の機会を平等に与えることにはならないと考えている。その上で、障害があり、個々の教育的ニーズのある子供に対して、実質的な学習活動への参加を可能にするため、その自立や社会参加を見据え、適切な教育及びそのために必要な支援を行う特別支援教育を推進することで、インクルーシブ教育システムの構築を目指すものである。
- 5 所掌するスポーツ振興課からは、パラスポーツという大きな枠の中で記載しており、今後、ボッチャなどのパラスポーツイベントや県内の学校を対象としたパラスポーツ体験などの中で、例えば、用具の購入支援などを通して、デフリンピックについても周知していくと聞いている。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 4 現在、部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、知事部局と調整して県の地域クラブ活動推進計画について策定を検討している。地域クラブの整備・充実に向けての考え方や方向性については、教育振興基本計画案に記載されている内容との整合を図って作業を進めており、基本的に問題ないものとする。

新井委員

122ページと123ページだけで、6か所も「特色」という言葉が出てくる。基本計画は策定後、県民に公表されるわけであり、現在、特に埼玉県で注目度が高いのは、報道もされた別学、共学の話である。これだけ関心がある中で、この点に対して全く触れてないにもかかわらず、学校の特色とアピールすることは、当面は男女別学を維持していく意思表示だと客観的には見えてしまい、誤解を与える記載だと認識している。また、中高一貫校についても、一般質問の後にメディアで報道され、新聞にも掲載されており、関心を持つ人が基本計画を見たときに、全く記載がないと検討が中止になったと思ってしまう。検討を進めているのであれば、その旨の文言があってもいいのではないかと思う。(意見)

- 1 国連が採択した「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえるとあるが、国連からは特別支援教育を廃止せよと勧告を受けており、文言に矛盾を感じるがどうか。
- 2 パラスポーツとデフスポーツは別物であり、パラリンピックに聴覚障害者の方は出られない。そのため、デフリンピックがあり、デフスポーツという定義がある。デフスポーツに関する記載がないのはなぜか。

教育政策課長

- 1 国では共に学ぶといっても、例えば、障害のある子供がその場にいたとしても教育的に効果があるかどうかの本質であり、その上で、通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校のように、子供の状況に応じて柔軟に連続性のある多様な学びの場を用意していくことを目指している。こうした学びの場を総体的に特別支援教育と整理しており、勧告を受けた国の見解を踏まえて、県としても同様の考え方に立っているものである。
- 2 パラスポーツの概念に聴覚障害の方も含めている。

新井委員

考え方の違いかもしれないが、聴覚障害の方はパラリンピックには出場できないわけであり、日本で初開催の東京デフリンピックを控えていることも踏まえ、デフスポーツを併記すべきだと思う。(意見)

「障害者の権利に関する条約」は認めるが、勧告は認めないという姿勢なのか。

教育政策課長

あくまでその理念の視点に立って、連続性のある多様な学びの場を用意する特別支援教育を目指すということであり、指摘のようなこととは受け止めていない。

東山委員

中学校の部活動の地域移行について、習い事のようなイメージを持っている方もおり、しっかりと教育としての責任を明記していく必要があると考えるがどうか。

県立学校部参事兼保健体育課長

教育振興基本計画案は全体的な基本計画であり、今後の具体的な取組については、計画を実施する中で、しっかりと意見等を踏まえながら対応していく。

浅井委員

- 1 資料4-2「第4期埼玉県教育振興基本計画（案）」に、「私学教育の振興」があり、現状と課題において、私立学校が質の高い特色のある教育を実施し、創造性豊かな人材を育成できるようにするとあるが、質の高い特色ある教育とはどのようなものか。
- 2 第3章において、「社会全体で取り組むための連携・協働」とあるが、特に家庭と地域はどのような役割や使命があるのか。
- 3 毎日朝食を食べている児童生徒の割合について、令和10年度に小学校6年生で90%、中学校3年生で90%との目標値があるが、詳細はどうか。
- 4 「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」において、「教職員の資質・能力の向上」とあり、教職員の懲戒処分件数の目標値を0件としているが、そのための取組は何か。
- 5 「伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進」において、「地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合」を指標として選定した理由は何か。

教育政策課長

- 1 記載内容は運営費補助が中心となっている。例えば、グローバル人材の育成やICT教育などに取り組んでいる私学に対して助成するものであり、翻って質の高い特色ある教育とはそうしたものであると考える。
- 2 教育振興基本計画は学校だけで取り組むことではないと理解している。教育において、子供に対する一義的な部分は家庭が担っている部分もあり、また、昨今の教育の中でも探究学習などを含め、地域の協力なくしては、今求められている力を育むことはできない状況があり、それぞれ教育に関わってもらう意味で社会全体という整理をしている。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 3 子供たちの健康を保持増進していく上では、基本的な生活習慣を身に付けることが重要であり、その基本となるのが朝食を摂取することと考えている。指標については、令和5年度の全国の状況を見ると、最上位の県が小学校で87.8%、中学校で85.1%となっており、これを踏まえ、全国で上位となるよう目標設定した。

教育総務部長

- 4 これまで教育局では、アクションプログラムという不祥事根絶のためのプログラムを作成し、採用段階からの研修や学校、教職員に対する様々な支援策を行ってきた。しかし、根絶という状況に至っておらず、まだまだ改善の余地があり、今後5年間についても工夫しながら取り組んでいく。今回の計画の中にも含めているが、現在、教職員の心理状況等を綿密に分析している。不祥事を起こした教職員に事情聴取すると、なぜ不祥事を起こしてしまったのだろうというところから始まったり、最初は適切な対応だったものや子供のために思っていたものが徐々に自分のために変化してきたなど、心理状況の変化も見られる。このような、過去の事例を研究しているところであり、この結果も今後の研修プログラムに生かしながら、根絶に向けて努力していく。

義務教育指導課長

- 5 地域の歴史や自然に関心を持つことは、我が国や郷土に関する理解の深まりにつながるとともに、我が国と郷土埼玉を愛する態度や、他国を尊重し国際社会の平和と発展に

寄与する態度を養うためにも重要であることから選定した。なお、現行の第3期埼玉県教育振興基本計画においても指標として設定している。

浅井委員

健康の維持管理のためには食事が大事であることをしっかり教えてほしい。(意見)

- 1 私学については助成するということであり、教育の内容まではあまり触れていないという認識でよいのか。ただ、助成が多くなると、公立から私学に移行する考えを持つ家庭も増えるのではないかと思う。私学は、例えば、土曜日授業やエアコンの整備徹底など、教育、環境に力を入れている。こうした取組や企業が望む学生像を参考にし、私学でも取り入れてないことを県立が取り組むことで、更なる人材が育成されると思うので、県立の教育内容を更に充実してほしいと考えるがどうか。
- 2 教員の負担を増やさない取組や支援が大切であり、家庭教育を学校で教えるべきという人もいるので、各々の役割分担を明確にしておく必要があると思うがどうか。
- 3 「教職員の資質・能力の向上」のうち、主な取組の「教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進」において、学校に専門家を招き、専門家の声を研修に生かすことで更に成果が出ると思うがどうか。
- 4 「伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進」において、日本が自信を持って海外に発信できるものを教えてほしいがどうか。

教育政策課長

- 1 基本的に私学については、それぞれの建学の精神にのっとった取組を財政的に支援していくスタンスである。県立高校に対する意見については、しっかり受け止めて進めていく。
- 2 様々な広報なども考えながら、まずは、各家庭や各地域、各企業に県教育委員会が計画の取組内容をしっかりと伝えることによって、学校が具体的な取組をしやすい環境を作ることが教員の負担軽減につながると考えている。計画策定後は、こうしたことにしっかり取り組んでいく。

教育総務部長

- 3 専門家の知見を研修に生かすことは大変有効だと考えており、現在、国のさいたま法務少年支援センターの心理専門職員の助言を受けながら、不祥事に至るまでの経緯や心理の変化等を分析している。この分析結果を各学校で利用できる研修資料に結び付け、各学校で工夫してもらいながら研修する形で対応していく。

義務教育指導課長

- 4 小・中学校においては、例えば、社会科の中で我が国や郷土の偉人、歴史、風土に関する教育を行ったり、音楽の中で伝統的な音楽について学んだり、様々な形で伝統と文化を尊重する教育を行っており、引き続きこうした教育を推進し、我が国と郷土埼玉の伝統文化を理解した人材の育成に努めていく。

萩原委員

- 1 資料4-1「第4期埼玉県教育振興基本計画(案)の概要」の8ページに「一人一人の状況に応じた支援」とあり、「帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数」を指標としているが、日本語指導ができる教員というのはどういう人なのか。

- 2 具体的にどのような取組をしていくのか。
- 3 令和4年度末で400人とあるが、令和10年度末の目標値を1,000人とする根拠は何か。

義務教育指導課長

- 1 小・中学校において、日本語指導や「特別の教育課程」として指導を行う必要がある児童生徒に対して指導を担当する教員を指す。
- 2 例えば、大学の専門家を交えた講義や日本語指導に取り組む教員同士での事例を用いた実践研究の協議などを行っている。
- 3 研修の質を担保しながら人材を育成していくため、年間100人程度に対して研修を実施し、順次増やしていく考えで設定している。

萩原委員

- 1 「できる」と「担当する」は少し別の話かと思うが、研修を受けた人が日本語指導ができる教員という認識でよいのか。
- 2 小・中学校の話は出たが、高校は関係ないのか。
- 3 外国人児童生徒は、例えば、小学校の早い段階で外国から来る場合や中学校の後半で来る場合など、様々な状況があるが、一人一人の状況に応じた支援のため、どのように対応していくのか。
- 4 年間100人に対して研修とのことだが、現在、県内の外国人が増えている状況も踏まえて推計しているのか。

義務教育指導課長

- 1 研修を受けた人数を日本語指導ができる人数として計上している。経験のある教員が専門性を積んで継続的に実施できる状況が望ましいが、外国人児童生徒が増えてきている中で、経験のない教員が外国人児童生徒の指導を担当している実情がある。そうした教員の底上げを図るため、外国人児童生徒等と接するときの心構えや初歩的な日本語を指導する際の留意点について、研修を実施している。
- 3 集住している地域もあれば、そうでない地域もあり、出身国も様々である。こうした様々な状況にある各学校において、適切に指導できる状況を作ることが重要と考えており、しっかり検証していく。
- 4 国では、取り出しの形で日本語指導する児童生徒について加配の割当てがある。加配の人数が年々増えている状況に合わせて、特に、一度も指導に当たったことがない教員を中心に研修していくとの考え方から100人としている。

高校教育指導課長

- 2 日本語指導が必要な生徒が多く在籍する県立高校に、外部人材である日本語支援員を配置している。具体的には、日本語教育能力検定試験に合格した方や民間の日本語教師養成講座を420時間修了した方を募集し、日本語指導が必要な外国人生徒や帰国生徒が多く在籍する学校に配置している。

萩原委員

「研修を受けた」ことが「日本語指導ができる」という表現に当たるのかとは感じる。
(意見)

年代によって、例えば、小さい子の方が日本語の習得が早いということもあると思う。こうしたことも踏まえて、取組を進めてほしいと考えるがどうか。

義務教育指導課長

来日した年代によって日本語習得の進み具合は様々であり、取り出しの教育期間がどの程度必要であるかについても個々の児童生徒に応じて変わってくるものだと考える。一人一人の状況をしっかり見極め、個別の計画を立てながら指導していくとともに、そうした指導ができる人材の育成に努めていく。

宮崎副委員長

- 1 本教育振興基本計画が始まると、教育行政上どのような影響があるか。
- 2 資料4-2「第4期埼玉県教育振興基本計画(案)」の48ページから記載されている基本理念を基に本計画で留意すべき点や本計画に記載するかどうかの基準はどのように考えているのか。
- 3 42ページに教員の人手不足の記載がある一方、137ページには放課後子供教室に係る施策が挙げられており、放課後については、管理者として教員の時間外勤務などが発生することが想定される。教員の人手不足と時間外勤務のような、どちらかに対応するともう一方に影響があるような施策項目については、優先順位をどのように検討しているのか。

教育政策課長

- 1 基本計画は県教育委員会や学校だけでなく、家庭や地域など、県民全員とその方向性を共有することで成就能るものと理解しており、一体性を持って取り組んでいくことが影響だと考える。
- 2 教育の範囲で記載することが基本である。その上で、教育基本法を根拠として、まず国が教育振興基本計画を策定し、これを参酌して、努力規定ではあるが県が計画を策定する構造になっているので、その点を意識しつつ、1期・2期・3期の埼玉県教育振興基本計画とのつながりなども意識して整理している。
- 3 教員の負担軽減に取り組みつつ、教員や県教育委員会が責任を持って担う部分をしっかり線引きし、各々で分担して効率的に取り組まなければならないと考える。

【付託議案に対する討論】

なし

【第52号議案を閉会中の継続審査とすべきものとするを求める動議についての説明】

新井委員

第4期埼玉県教育振興基本計画は、令和6年度から5年間の本県における教育の基本理念や基本目標、施策体系などの根幹を定め、県民に対して埼玉県教育の姿勢を示す重要な基本計画であるため、慎重な審査を求めるところである。委員会における審査を通じて、本計画の記載内容に欠落している点や不足している点、追加すべき点が多くあることが明らかになり、改善を図った上で、更なる審査が必要である。県民に対して誤解等を与えない、より良い計画をつくり上げるには、今会期中で結論を出すことは困難であるので、継

続審査とすべきものとすることを求める。

【第52号議案を閉会中の継続審査とすべきものとすることを求める動議に対する質疑】

なし

【第52号議案を閉会中の継続審査とすべきものとすることを求める動議に対する討論】

町田委員

反対の立場から討論する。「第4期埼玉県教育振興基本計画（案）」について、質疑の中で指摘のあった中高一貫校やデフリンピックについて、計画に記載すべきとの考えは理解する部分もあるが、県の最上位計画である5か年計画においてもそれらの記載はない。また、計画案に細かな記載はないものの、教育局は引き続き、検討や支援などに取り組んでいくとの答弁もあった。基本計画にどこまで細かく施策を記載すべきかについての考え方は各々違いがあると思うが、我々の会派として、本基本計画案のビジョンや方向性など、本質的な部分は原案でよいと考える。よって、本動議に反対する。

岡地委員

賛成討論する。第4期埼玉県教育振興基本計画は、令和6年度から5年間の本県教育の基本理念や基本目標、施策体系などの根幹を定めるものであるため、慎重に審査する必要がある。社会の変化や国の施策、世界の動向に対して、柔軟かつ迅速に適応し、未来を見据えた計画でなければならない。ましてや、県民に示す際に、不足感や誤解を与えることがあってはいけない。本委員会で指摘のあった様々な質問や意見について考慮しながら、新たな議論を踏まえ、本計画を完成に近づける作業を行うための時間が必要であると考え、よって、本動議に賛成する。

平松委員

反対の立場で討論する。本議案は、本会議で本委員会に付託されているものであり、継続審査中に執行部側が本議案について修正することは手続上できず、計画期間に空白が生じてしまう問題も発生する。よって、本動議に反対する。

【所管事務に関する質問（小学校で行われている生い立ちを振り返る授業への配慮について）】

新井委員

子供の生い立ちを振り返る授業、通称、生い立ちの授業は、全国の小学校で自分が誰に支えられて育ってきたかを調べ、感謝を表し、発表するという内容で、おおむね小学校2年生の生活科の授業で行われている。具体的には、小学校2年生の子供が親から聞き取りを行い、自分の名前の由来と誕生から今日までのエピソードを時系列で記述して、生まれたときから年齢別で写真を用意し、授業で発表するというものである。この授業の多くが授業参観という形で行われ、多くの母親が参加する中、子供たちが産んでくれてありがとうとみんなで感謝する、一見すばらしい授業に見える。しかし、この授業は、里親や施設によって養護を受けている子供たち、その保護者にとっては苦痛を伴うものとなっており、十分な配慮が必要なのではないかと、私が一般質問したのが7年前の平成29年9月定例

会であった。前提として、私はこの授業に極めて否定的な立場である。しかし、生い立ちの授業は、小学校学習指導要領第2章第5節の生活の中で、自分自身の生活や成長を振り返る活動と明記されており、文部科学省が定めた授業活動であるので、この授業を行うに当たってすべき配慮と、それを行う教員への通達や研修などについて質問する。

- 1 前回の一般質問では、教員による配慮がなく、里親や施設に擁護されている児童が傷つけられている現状を伝え、児童の家庭状況を踏まえた十分な配慮が必要と明記されている学習指導要領の徹底を提案した。当時の教育長の答弁では、こうした配慮について、教員研修における徹底と市町村教育委員会を通じての各校長への指導を約束し、一般質問の3か月後には、これらの配慮を求めるリーフレットが作成され、県内の小学校全校に通達された。現状、こうした研修における徹底や指導、リーフレットの更新や通達は継続的に行われているのか。
- 2 7年間で子供たちの家庭環境も変化し、多様化している。生い立ちの授業に苦痛を覚えるのは里親家庭の保護者や子供だけではない。虐待を受けた子供、保護者と離別・死別した子供、重大な事件・事故に遭った家庭などにとって、この授業の準備をすること、ましてやクラスで発表することは、極めて大きな心的苦痛を伴うことになる。里親家庭も含め、こうした特殊な家庭の事情は、どこまで教員が把握できるのか又は把握すべきなのか。
- 3 文部科学省の学習指導要領や県からの通達にも、家庭の事情に配慮するよう、記載がある。具体的にどのように配慮すべきなのかについて、どこで示されているのか。事例など、県による研修で示されているのか。それとも、全て個別の対応として現場に委ねているのか現状はどうか。
- 4 生い立ちの授業のために、時系列で数枚の写真提出も求められるが、事情によって写真がない家庭や時系列でエピソードを書く欄が一部空白になってしまう家庭もある。この場合の教員がすべき配慮は何か。

義務教育指導課長

- 1 平成29年に通知及びリーフレットを発出して以降、更新はしていないが、毎年度、市町村教育委員会の担当者が集まる会議の中で取り上げており、生活科などにおける生い立ちを扱う授業における配慮事項について、各学校への指導を依頼している。
- 2 各学校では、家庭調査票や健康調査票などの書類により、各家庭の家族構成などを把握している。また、市町村教育委員会と連携し、配慮すべき事項などについて確認しているものと捉えている。しかし、個人情報でもあることから、全ての情報を把握することは難しいと考える。また、指導する上で、承知しておくべきことについては可能な限り情報収集できることが望ましいが、家庭によっては知られたくないという事情のある方もいると思う。あくまで各々の家庭から学校に留意しておいてほしいという要望があったときには、承知しておくべきと考えるが、そこを踏み越えて、全ての事項を学校が承知すべきということはいえない。
- 3 平成29年に市町村教育委員会に発出したリーフレットでは、例えば、生活科で子供の生い立ちを扱う場合、出生時の写真や母子手帳の持参を控えることや、一律に出生時から順にたどって自分の成長を振り返るのではなく、小学校入学時からの成長を振り返ることも授業の狙いを達成できることを示している。また、教員が校内研修などで配慮事項について理解を深めることができるよう、ワークシート等も添付している。
- 4 自分自身の生活や成長を振り返ることについて、学習指導要領では振り返ることがいつからかは示されていない。個々の児童生徒の状況によって、振り返る時点も様々と考

える。この授業の主眼は、一律に時系列を追って過去から順にたどることではなく、本人が成長を実感できることにある。成長を実感できるという意味では、小学校に入学してからでも、例えば、九九ができるようになった、縄跳びが跳べるようになったなどの形での振り返りも十分可能であり、仮に児童生徒の生い立ちに触れることがあっても、一律に写真の提出などを求める必要はないと考える。

新井委員

- 1 今年の年明けに、地元の教育長に生い立ちの授業への懸念を伝えたところ、早速、校長会において、配慮するように再度指示を出したとのことであった。そこで平成29年の資料をもう一度見直すようにとあったので、アップデートされていないことをここで確認した次第である。当時の教育長の答弁では研修でもしっかり落とし込みをするという話であり、例えば、教員研修に関しても初任者研修から2年次、3年次、5年次とあると思うが、こうした教員研修では触れていないのか。
- 2 記入項目としては、名前、生年月日の次に、生まれたときの身長と体重の欄があり、母子手帳がない家庭はここで苦痛を味わうことになる。その次に、名前の由来の欄があり、この段階で不快感を覚えるのは里親家庭だけでなく、シングルマザーや再婚家庭でも事情によって触れられたくない場合もある。子供の名前の一字は前の夫から取ったという場合がよくあるので、離婚または再婚した家庭においては触れたくないと思う。中には、育児放棄した親から名付けられたことを子供本人には伝えることができないというエピソードも聞いた。名前の由来の欄に本当のことを書かせる、空白にする、うそを書かせる、事情によってはどれも大きな苦痛を伴うものであり、実際に心を傷つけられた子供たちはこれまでたくさんいる。名前の由来の次から、自分の家族の思い出やエピソードという項目で、0歳から現在まで1年ごとに時系列で区切られた記載欄があり、1年当たり4行で0歳から7歳までの全てでA4の紙3枚になる。事情によっては、1枚白紙になってしまう家庭もあると思う。書けなかったら書かなくてよいという問題ではない。注意書きもあるが、写真については0歳から小学校1年生までの全ての年において、各1枚から2枚程度提出しなさいとしっかりと書いてある。写真がない場合は、絵を書いて仕上げてくださいと書いてある。エピソードの欄を一部でも空白にしたり、写真を一部でも提出できないと罪悪感や寂しさ、苦痛を味わうことになると話が聞いている。私が聞いた学校については全てこのような形式であり、エピソードは小学生からでもよい、写真も一部でよいとしている学校は私の知る限りない。もう一度伺うが、適切な配慮とはどういうものか。

義務教育指導課長

- 1 通知及びリーフレット等に記載されている配慮事項について、年次研修では取り上げていないが、リーフレットの内容を活用しながら、各学校における校内研修での活用を求めている。また、毎年度、各市町村教育委員会の担当者が集まる会議において、生活科の担当者向けに留意事項の徹底を求めている。
- 2 一律に出生時から順にたどって、自分の成長を振り返ることが学習指導要領上求められているわけではなく、児童が自分自身の成長を実感するために振り返りを行う授業のため、一律に出生時の写真の提出を求めたり、母子手帳がないと記入できない事項を求めるといったことは控えるべきであると考えます。

新井委員

リーフレットの落とし込みが全く現場に届いてないことが確認できた。答弁の内容がきちんと実行されれば、それなりの配慮になると思うが、生い立ちの授業によって苦痛を覚えた子供や保護者は、表面化した方々だけではなく潜在的にもいる。触れたくない部分を覆い隠すために記入欄を空白にしたり、うそを記述している家庭は結構いると思う。この授業の最大の問題は、記入欄に空白があることや写真がなかったり、写真ではなく絵だったりすることで、家庭に特殊な事情があることが可視化され、アウトティングを強制されることにある。学校教育制度の理念の根本として、それぞれの子供がどのような家庭に生まれようとも、学校に来れば皆同じ環境で平等に学べることを保障しなければならないと思う。しかし、この授業は正規の授業において、個別の家庭事情を教材として学校に持ち込ませてしまうことになると思う。様々な分野において、今、マイノリティーへの配慮が叫ばれている中で、これだけの子供や保護者が苦痛を味わってしまう授業が長年にわたり多方面から抗議を受けながらも、なぜ続けられているのかと不思議でならない。改めて言うが、私はこの授業に強く反対している。文部科学省が定める小学校学習指導要領に明記されているこの授業について、教育長自身は一人の教育者として維持すべきか、やめた方がいいと思うか。

教育長

学校には様々な子供たちがおり、生い立ちを振り返る授業の中で、生い立ちも知られたくない子供や保護者の方がいると考えており、この授業をするに当たっては、そうしたことを前提として考えていかなければいけない。この授業については、教育に携わる者として、まずは学習指導要領に基づき、授業することが必要だと思っている。この授業への配慮について、県としては、これまでも通知やリーフレットなどを用いて市町村に対して周知徹底を図ってきたところだが、委員指摘の状況があり、指導が一人一人まで行き届いていなかったと考えている。今後、こうしたことがないように、改めて教員一人一人への指導を徹底していく。

新井委員

生い立ちの授業の廃止云々は学習指導要領の改訂が必要となるので、それまでの間も全国でこの授業が行われると思う。それであれば、より一層の配慮を徹底してほしい。先ほどの答弁のようにしてもらえれば、それはしっかりとした配慮だと思う。その配慮に加えて、例えば、出生時の体重、身長を書かせたり、名前の由来を書かせることを省くことが最低限の配慮だと思っているのでお願いしたい。また、この委員会における質疑と答弁の内容を文部科学委員会に所属する国会議員にしっかり伝え、家庭事情の多様性に対応する学校環境の改善につなげたいと思う。（意見）